

一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の 運賃組替え案に関する公共料金等専門調査会意見

平成 28 年 12 月 6 日
消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会は、平成 28 年 11 月 1 日付で消費者庁より付議を受けた、東京都特別区及び武三地区における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー」という。）の国土交通省による運賃組替え案について検討した。運賃組替え案の内容は以下の通り。

	現行運賃 (上限運賃)	新運賃案 (上限運賃)
初乗り距離	2.0km	1.052km
初乗り運賃	730 円	410 円
加算距離	280m	237m
加算運賃	90 円	80 円
時間距離併用制運賃	時速 10km 以下 105 秒毎に 90 円	時速 10km 以下 90 秒毎に 80 円

(注) 普通車の場合

公共料金等専門調査会は、11 月 2 日に国土交通省及び一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会から、11 月 9 日に学識経験者及び消費者団体からヒアリングし、調査審議を行った。その結果を踏まえた、上記運賃組替え案に関する専門調査会の意見は以下の通り。

1. 結論

- 今回の運賃組替え案については、方向性としては理解出来るものの、2. に述べる通り、中長距離（概ね 4 km 以上）運賃の値上げを伴うことの必要性については必ずしも明白ではないため、組替え案の実施に当たっては、国土交通省において、丁寧な事後の検証や、負担が増加する中長距離利用者への対応等を行うことが必要である。また、消費者利益の増進を一層図る観点から、国土交通省は 3. に示す留意事項に関する対応についても事業者と協力して併せて実施すべきである。
- 公共料金等専門調査会は、検証に必要なデータ等が整った段階で、国土交通省による対応状況等についてのヒアリングを含め、運賃組替え後の状況の検証を行うこととしたい。

2. 結論に至る理由及び課題

- 我が国のタクシー市場は、長年にわたり利用者の減少傾向が続くなど厳しい経営環境下であり、ITを活用したライドシェア等の新たなサービスが世界的に台頭する中で、タクシーが公共交通としての役割を果たしていくためには、新たな需要の開拓等を通じ、これまで取り込んでいなかった消費者のニーズをかなえていく必要がある。
- 国土交通省の説明によれば、人口の高齢化や訪日外国人の増加等に伴い、短距離でのタクシー利用の需要拡大が見込まれるとのことであり、また、現行の運賃体系については、長い間の慣行に基づくもので必ずしも合理的な運賃体系ではなく、現行の初乗り運賃は国際的に見ても標準的とは言えないとの指摘もなされていることから、これを正していく方向性については理解出来る。
- しかしながら、本件タクシー運賃組替え案は、初乗り運賃を値下げする一方で、中長距離（概ね4 km 以上）運賃の値上げを伴う内容である。初乗り運賃の値下げは、上記の観点から望ましいものの、他方で、中長距離運賃値上げの必要性は必ずしも明白ではない。まず、値上げが妥当であるためには、総括原価方式の考え方にに基づき、事業コストに適正利潤を加えた額の範囲内で値上げがなされることが必要である¹。
- 仮に組替えにおける値下げが運送収入の減収をもたらす場合でも、これを相殺する限度の値上げ（運送収入増減中立運賃変更）が無条件に許されるわけではない。なぜなら、前回のタクシー運賃改定時（平成19年）から相当な期間が経過しているため、この間に事業コストが低下している可能性があり、この場合には、コストの減少によって運送収入の減少を相殺出来るので、値上げの必要がないからである。
- 本件運賃組替え案においては、簡略な方法で、運送収入の増加がないことが推定されている。他方、前回改定時からのコスト低下がないことは、厳密には検証されていない。このため、不必要な値上げがなされるおそれもあるので、国土交通省は以下の措置を講じる必要がある。
 - ① 運賃変更に伴う運送収入の増減に関する試算の手法の向上を図ること。
 - ② 運賃組替え後、適切な時期に、運賃組替えの収入増減への影響を調査し適切な措置をとること。
 - ③ 併せて、前回改定時からのコストの低下がないことを確認し、説明すること。

¹ タクシー運賃の改定を行う場合、本来であれば、総括原価方式の考え方にに基づき、原価の精査を行った上で、適正な利潤を含めた総括原価と総収入が均衡することを確認するプロセスが必要となるが、今回は、収入増加を目的としない運賃組替えであるとして、これを省略している。

なお、これらの措置を行った上で、国土交通省は、初乗り運賃や加算運賃の妥当性の再検討を行うとともに、併せて時間距離併用制運賃等の付随する運賃制度についても、現代の交通事情に適合したものであるかという観点から、必要に応じて見直すべきである。また、事業者による原価計算書の提出を省略した今回の手続きが妥当なものであったかについても検証する必要がある。

- 中長距離運賃の値上げは、高齢者や病院通院者など、利用の必需性が高い一方、経済的負担能力の乏しい利用者に不利益を与えることになる。その影響に配慮し必要な措置を検討するべきである。

3. 留意事項

(運賃組替えに関する丁寧な周知)

- タクシー運賃は、利用後に事後的に確定する性質のものであるため、利用者が事前にタクシーの利用の是非を適切に判断するためには、運賃の予測可能性が高いものでなくてはならない。また、運賃の予測可能性の向上は、タクシーの利用促進にもつながるものである。
- このため、新運賃の導入に当たっては、十分な広報活動により、運賃体系について消費者への丁寧な周知を図るべきである。特に、概ね4 km以上乗車した場合、運賃は現行運賃より高くなる可能性があることや、時間距離併用制運賃における加算時間が現行より短くなることについては、消費者に確実に理解される必要がある。また、幅運賃制度等、タクシーの運賃設定に係る制度全般についても、消費者の更なる理解向上を図るべきである。

(サービス利便性の確保・向上)

- 初乗り運賃の引き下げに伴う短距離利用の需要の増加により、実車率が現状より高まる可能性があるが、その結果、路上でタクシーがつかまりにくくなったり、駅前等のタクシー乗り場での待ち時間が増加したりする状況が発生していないか注意深く見守り、必要に応じ対策を講じるべきである。
- 利用者が、現行より運賃が安くなる短距離の利用であることが見込まれることを理由に、タクシーに乗車しにくくなったりしないようにするなど、短距離利用者が乗車する際の運転手のマナー維持等に対して十分な対応策を講じるべきである。
- タクシーの配車サービスについて、事業者間の競争等を通じて、迎車料金の割引等が行われることが望ましい。また、中長距離利用者の負担額の増加を抑制する観点からは、前述の迎車料金の割引とともに、配車サービス利用者への中長距離割引等のサービスが充実することが望ましい。
- スマートフォンアプリによる配車システムの普及や、事前確定運賃の導入等、新たなサービスの積極的な展開を進めるべきである。ただし、新たなサービ

スを導入する際には、消費者が利用の際に混乱したり、高齢者等が使いにくくなるようなことがないように、十分な配慮を行うべきである。

- 荷物の多い乗客や、高齢者、障がい者等がタクシーを利用しやすくなるよう、ユニバーサルデザイン車両の普及等、タクシー車両の改善を進めるべきである。
- 駅前等でのタクシーへの乗車を円滑にするため、既存のタクシー乗り場の利便性向上や新規の乗り場の設置を進めるべきである。
- 深夜や早朝等、他の交通機関を利用出来ない時間帯において、運転手のシフト体系等に起因するタクシーの供給不足が顕著とならないよう、必要な対策を講じるべきである。
- 優良なタクシー事業者や運転手等の選定を推進するとともに、消費者がタクシーを利用する際、自らのニーズに応じたより良いサービスを行うタクシーを選択しやすくなるよう、事業者、運転手やサービスに関する情報提供を強化すべきである。

(消費者の意見の反映)

- タクシーの利便性向上に向けて、例えば地域協議会等の場において、消費者の意見を聴取し、反映させる仕組みを更に充実させるべきである。

(持続可能な経営環境のための取組)

- 今回の運賃変更について、国土交通省は、事業者の経営状況にどのような影響があるか監視しつつ、一定の期間の後に事後検証を行うべきである。ただし、非効率な経営を行っている事業者や、サービスの質が十分でない事業者が市場からの退出を余儀なくされることは避けられないことであり、需給バランスの適正化にもつながることなので、これを妨げるべきではない。
- 国土交通省は、タクシーのサービスの質や安全性が低下したり、タクシー運転手の賃金水準や勤務時間等の労働環境が悪化したりすることのないよう、継続的に事業者の監視を行い、必要に応じ対策を講じるべきである。
- さらに、消費者の利益となるような、より柔軟な運賃設定を事業者が工夫して行うことが可能となるよう、運賃規制全般について不断の見直しを行うべきである。

(以 上)

「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」の実施報告に対する意見

平成29年 1月17日
消費者委員会

平成28年 4月12日に発出した「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」（以下、単に「建議」という。）に対する実施報告を消費者庁から受領し、建議事項への対応状況のフォローアップをヒアリングにて行った。その結果、依然として対応が不十分と考えられる点が見受けられることから、当委員会は、建議への実効性のある対応の実施に向けて、以下のとおり意見を述べる。

1 表示・広告の一層の適正化に向けた取組の強化について

(1) 消費者への周知の強化

建議事項のうち、「特定保健用食品における表示・広告に関する制限の周知」や、「健康増進法における誇大表示の範囲の明確化」については、建議で求めた対応が行われたが、「消費者等への周知の強化」に関しては、当委員会が求めた多くの人の目に留まる形での健康食品に関する基礎知識や特保制度に関する周知が、依然行われていない。特に、高齢者が日常生活の中で目に留めやすい、CS・BSを含むテレビ・新聞・雑誌といった形での周知を行うことは極めて重要と考えるため、早急に行うことを強く求める。

(2) 健康増進法に基づく速やかな監視・指導

建議では「健康増進法改正に関する検討」も求めたが、当該事項を建議とした趣旨は、昨今、物品の供給を行う事業者を対象とする景品表示法では対象となり得ず、「何人も」対象となる健康増進法でしか監視・指導及び措置が実施できない表示・広告が増加し、その内容が適切と思えないものも多いからである。今回のフォローアップの中で、消費者庁は健康増進法の改正を行わずとも、適切な監視・指導及び措置は行えるとしたが、健康食品の表示・広告には、依然として適切でないと思われるものが多い。このことから、健康増進法も十分に活用し、更に速やかな監視・指導を行うことを強く求める。また、現行の健康増進法においては、現状以上には速やかな監視・指導及び措置が行えないのであれば、建議で求めた健康増進法改正に関する検討を速やかに行うべきである。

2 特定保健用食品の制度・運用の見直しについて

(1) 特定保健用食品の販売後の事後チェックの確保

建議では、特定保健用食品制度が厚生労働省から消費者庁に移管されて以降、収去調査が一度も実施されていないことに鑑み、法令に規定されている「収去調査の実施」を求めた。これに対し、消費者庁は今後、法令に基づかない買上調査で対応するとし、収去調査でなくても、許可した内容と明らかに異なる内容の製品を見つけた場合には、当該結果をもって行政処分の対象とできるとの見解を示した。当委員会としては、収去調査・買上調査を問わず、製品の事後チェックの極めて重要な要素の一つとして、販売されている特定保健用食品の成分分析を、行政自らが実施することを強く求める。また、当該調査の結果、有効性・安全性に問題がある製品が見つかった場合には、速やかに行政処分を行うことを強く求める。

なお、今後実施する買上調査の結果が、現時点での消費者庁の見解と異なり、何らかの要因で指導及び措置に直結できず、改めて収去調査を実施しないと行政指導ができない状況となった場合には、建議で求めた収去調査を無作為に実施する運用に、速やかに改めることを強く求める。

(2) 新たな科学的根拠の適切な収集方法の確立と再審査の有効性確保

建議では、更新制がない現状を踏まえ、更新制の代替機能も併せもつ再審査制を検討すべきとして、「再審査制の有効性の検証と見直し」も求めたが、現時点において具体的な検討は行われておらず、今後検討を行うとの報告もなかった。また、今回のフォローアップにおいて、当委員会は、再審査の開始判断で必須となる「新たな科学的知見」の解釈について、消費者庁の見解を質したが、現時点では明確な見解がなく、今後検討し、明文化するとの状況であった。

特定保健用食品をはじめとする、「機能性」を表示することを許された製品に含まれる関与成分の有効性・安全性の評価は、科学の進歩に伴い変化する可能性がある。事実、各種の学術誌などには、日々、多くの研究論文が掲載されている。更新制がない現状においては、これらの論文も含む新たな科学的根拠が適切に収集でき、結果として再審査制が有効に機能することが、製品に含まれる成分の有効性・安全性を、行政が消費者に対して担保し続けられる唯一の手段である。

また、更新制の代替としても再審査制を機能させるためには、許可申請時に求められる試験水準の大幅な変化が再審査の要件に含まれることを明らかにし、その点も踏まえて、再審査の必要の有無を検討する必要がある。

このことから、当委員会は、新たな科学的根拠の適切な収集方法の確立

と、再審査が必要となる要件の見直しを含む再審査制を有効に機能させるために必要な検討及び体制整備を早急に行うことを強く求める。

ただし、再審査制を更新制に代わる取組として有効に機能させることができないのであれば、平成23年の提言で求めたとおり、更新制の導入検討を速やかに行うべきである。

3 その他

今回の実施報告確認の中で、消費者庁が実施予定もしくは検討予定と説明した以下の事項について、迅速かつ確実な実施を求める。

- 事業者に対して、特定保健用食品の広告に、バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言の表示を求めること。
- 特定保健用食品の許可後の事後チェックを迅速かつ適切に実施すること。特に、特定保健用食品の買上調査を実施し、成分分析を行うこと。調査の結果、製品に問題があることが明らかになった場合には、制度に則り、適切に行政処分を行うこと。
- 特定保健用食品の製品情報公開を義務化し、公開情報の内容充実を図ること。

当委員会は、今回の実施状況が不十分であったことを踏まえ、今後も上記意見への対応を中心に、引き続き、建議事項への対応状況を消費者庁に確認していく。

(以上)

北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力及び九州電力による 電気料金値上げ後のフォローアップに関する専門調査会意見

平成 29 年 4 月 18 日
消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会は、平成 29 年 3 月 1 日付けで消費者庁より「北海道電力株式会社、東北電力株式会社、関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社に対する原価算定期間終了後の事後評価について」の付議を受けた。

これを受け、公共料金等専門調査会では、3 月 17 日に北海道電力及び関西電力、23 日に東北電力、四国電力及び九州電力からヒアリングを行うとともに、両日とも電力・ガス取引監視等委員会から各社に対する事後評価の聴取を行った。

その結果を踏まえ、上記付議に対し、専門調査会としての意見は以下のとおりである。

1. 全体的な評価

【電力・ガス取引監視等委員会による事後評価】

○ 平成 25 年度に電気料金改定を行った電力会社 5 社（北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力及び九州電力）¹に対する原価算定期間終了後の事後評価については、消費者基本計画工程表²等に基づき、当専門調査会による事後評価に先立ち、電力・ガス取引監視等委員会料金審査専門会合において 2 月 1 日～3 月 1 日にかけて行われた。同会合では、各社の料金値上げ認可申請に関する消費者庁意見³等を踏まえ、料金原価と実績費用の差異、規制部門と自由化部門の利益率の差異、経営効率化への取組等について検証された。

会合において各社の供給エリアの消費者からそれぞれ意見を求め、消費者の視点を取り入れた検証への取組を充実させている点や、電力各社が経営効率化の取組状況につき新たに修繕費等の緊急的な支出抑制や繰延べの額を明示するなど、昨年 4 月の消費者委員会意見⁴も踏まえた分かりやすい分析が行われている点等については、積極的に評価をしたい。

¹ 北海道電力は平成 26 年度、関西電力は平成 27 年度において、同じ平成 25～27 年度を原価算定期間とする 2 度目の料金改定を行っている。

² 平成 27 年 3 月 24 日消費者政策会議決定

³ 「関西電力株式会社及び九州電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見」（平成 25 年 3 月 22 日）、「北海道電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見」（平成 25 年 7 月 31 日）、「東北電力株式会社及び四国電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見」（平成 25 年 7 月 30 日）、「北海道電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見」（平成 26 年 10 月 8 日）及び「関西電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見」（平成 27 年 5 月 11 日）

⁴ 「東京電力による電気料金値上げ後のフォローアップに関する消費者委員会意見」（平成 28 年 4 月 26 日）

【現行料金の妥当性】

- 今回の事後評価の対象となる電力会社5社の料金原価の原価算定期間（平成 25～27 年度）における実績値について、以下 2. で述べるように、料金改定時の想定原価と比較すると、燃料費及び購入電力料が上回る一方、修繕費が下回ることによって、実績原価が想定原価に近いものとなっている例が多くみられた。燃料費及び購入電力料の増加は、原子力発電所の停止が長引き、火力による発電が増加したためであり、他方、修繕費の圧縮は、こうした燃料費や購入電力料のコスト増を相殺するために行われた修繕工事の繰延べによるところが大きい。原油価格や為替レートの変動による影響も含め、事業者の裁量の範囲を超える部分が多いものとみられることから、現在のところ、現行の料金原価を変更すべき事情はない。
- 他方、今後、原子力発電所の再稼働が進展した場合には、燃料費、購入電力料の減少が見込まれる。電力会社5社の料金値上げは、原子力発電所の停止によるコスト増を主な理由とするものであったことから、そのコストが縮減した場合には、原則としてコスト減に対応した値下げが行われなければならない。
燃料費や購入電力料以外の項目のコスト増を理由に、料金値下げを回避したり、値下げ幅を縮小する場合には、電力会社はその理由を十分に説明すること、また、説明内容を消費者が妥当だと納得出来る必要があることである。

2. 個別項目

【燃料費及び購入電力料】

- 燃料費については、北海道電力を除く4社で実績値が想定原価を上回り、購入電力料については、東北電力を除く4社で実績値が想定原価を上回った。これらは、我が国の原子力発電所の再稼働が料金改定時の想定より遅れ、料金原価の前提としての原子力利用率が料金改定時の想定と比べ低くとどまったことを主な背景とするものとみられる。
- 購入電力料については、東北電力を除く4社で実績値が想定原価を上回ったが、超過幅は約4%～約70%と各社斑模様の結果となっている。これについては、電力各社において、原価算定時に想定していた原稼働量の見込みの相違や、原子力以外の自社発電能力（火力、水力、太陽光等）の状況等の影響を受け、他社等からの購入電力料に差異が生じたことによるものである。
- 昨年4月に全面自由化された小売部門のみならず発電部門でも競争が活発化するとともに、卸取引市場の整備など電源調達の多様な手段の整備も予定されているところ、電力各社は自社電源のみならず多様な電源市場の動向を注視し、収益改善につながる最適な調達手段の選定や、料金交渉の強化等を更に進め安値での調達に引き続き努力すべきである。

【人件費】

- 北海道電力を除く4社において人件費が想定原価を上回った。電力各社は人材の質の確保やモチベーションの維持に考慮し、適正な人件費の支出を確保しつつも、料金

原価の対象から除かれた出向者への給与負担等の項目を中心に、可能な限り人件費の効率化努力を行うべきである。

【修繕費】

- 修繕費については、5社いずれにおいても実績値が想定原価を大きく下回った。これは、主に燃料費等の高止まりに伴う営業費用の増加分を相殺するため、修繕工事の緊急避難的な繰延べが数多く行われたことによるものと考えられる。修繕工事の繰延べのうちどの程度が恒久的なものとなり、経営効率化につながるのか、現時点では定量的な把握は困難とみられるが、電力各社は安全の確保を最優先にしつつ、今回行われた修繕費の効率化の取組を可能な限り恒久化するよう努めるべきである。
- その際、電力の安定供給や安全確保の側面から、経営効率化目標の達成等の経営目的により、必要以上の削減圧力がかかることがないように、繰延べに伴う設備面のリスク判断について、内部監査等を通じ、計画段階のみならず、事後も含めて継続的に社内において独立的な観点からモニタリングを行うことも重要である。
- なお、電力各社は修繕費におけるコスト削減の見通しについて、消費者に対して更に分かりやすく情報提供及び説明を行うべきである。

【利益使途】

- 「電気料金制度、運用の見直しに係る有識者会議」報告書(平成24年4月)では、料金改定を行わない場合、これまでの利益の使途につき具体的に事業者より説明がなされることが、当該料金妥当性評価のため適当であると述べられている。必要以上の内部留保の積み増しや株主配当により料金引下げへの取組が後退しているのではないかと懸念を取り除くためにも、電力各社は利益の使途やその必要性につき、消費者の理解を得るよう具体的な説明を行うべきである。

3. 今後の課題

- 昨年4月以降、電力小売全面自由化がなされ、電力各社の自由料金メニューや新電力からの供給への切り替えが進みつつあるものの、現状では既存の規制料金(経過措置料金)で電力サービスの提供を受けている消費者が相当数に上る状況にある⁵。このため、電力各社による経営効率化や、原子力発電所の再稼働等に伴う費用の低減が規制料金メニューにも適切に反映されるよう、電力・ガス取引監視等委員会は、継続的な監視を行うとともに、電気事業法に基づく料金変更認可申請命令に係る基準⁶等

⁵ 平成28年12月末時点での新電力への契約先の切り替え(スイッチング)実績は約3.6%(約225万件)、旧一般電気事業者の自社内での契約の切り替え件数(規制→自由)は約3.6%(約223万件)。両者を合わせると約7.2%(約448万件)。(出所:平成29年3月23日公共料金等専門調査会における経済産業省提出資料)

⁶ 「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成28年4月)に基づき、規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値が電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回り(ステップ1)、かつ前回料金改定以降の超過利潤(≒当期純利益-事業報酬)の累計額が事業報酬の額を超えている、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字である場合(ステップ2)、変更認可申請命令を発動することとなっている。

に照らし、経営状況等に変化が生じた電力会社がある場合には、公開の場で状況の検証を行うべきである。

- また、現行の料金変更認可申請命令に係る基準については、規制部門の利益率の水準が一定の基準以内であれば命令が発動されないこととなっているが、利益率についてはコストを膨らませることで低く抑えることが可能との指摘もあることから、その適正性につき必要に応じた検討を行うことが適当である。
- なお、今回の事後評価では上記の申請命令に係る基準には達していないものの、一部の電力会社の利益率が比較的高い水準となっている⁷。利益率については、短期的には燃料費調整制度によるタイムラグ等の一時的な収支改善効果が影響していることから、利益率に関する的確な判断をするためには、平成 28 年度以降の動向も含め今後検証をする必要がある。
- 消費者基本計画では、来年度についても、電気料金値上げ後のフォローアップを行うことが定められており、その際、電力・ガス取引監視等委員会において、各電力会社に対して、原価算定期間後の事後評価が実施される際には、本意見の趣旨を踏まえて、厳正な審査が行われることが必要である。
- なお、昨年以降の事後評価の対象となっている電力各社の料金値上げは、主に東日本大震災後の原子力利用率の低下を理由とするものであったため、原発再稼働の進展によりその理由が失われた際に規制料金（経過措置料金）の引下げが適切に行われるかについて、電力・ガス取引監視等委員会による適切な監視が行われることが必要である。また、消費者委員会は消費者庁とともに当該状況を注視し、必要に応じてフォローアップを行うこととしたい。
- 各電力会社及び電力・ガス取引監視等委員会においては、料金の透明性確保のため、今回も含めた事後評価の結果について、消費者への分かりやすい情報提供を更に推進すべきである。

（ 以 上 ）

⁷ 東北電力では、平成 25～27 年度の利益率が規制部門で 6.2%、自由化部門で 5.1%となっている。また、関西電力では、平成 27 年度の利益率が規制部門・自由化部門とも 7.1%となっている。なお、後者の利益率については、2 度目の料金改定（平成 27 年度）の影響があるとも考えられる。